

地域の力が命をつなぐ

～ 災害時 いち早く給水を始めるために ～

災害時給水ステーションは、災害等による断水の際に皆様に水をお配りする給水拠点です。

東京都水道局や八王子市の職員が、市内19か所の拠点の開設を行います。到着できない場合には給水が始められません。

そこで、町会・自治会等の近隣の皆様にご協力いただき、災害時に開設、給水をお願いする制度が「指定従事者制度」です。

指定従事者ができること

指定従事者は、震度6以上の地震により付近の断水が発生した場合、東京都や八王子市の到着を待たずに初動応急給水活動(拠点の開門及び仮設給水栓の設置、水質確認、住民への給水)をすることができます。

指定従事者の立場

指定従事者は対象の給水拠点において市の給水要員として活動していただきます。

指定従事者の条件

- ・自治会、業者団体等、拠点周辺で活動し、継続性があること。
- ・地域住民以外の方に対しても給水すること。
- ・開門に関する情報を適切に取り扱えること
- ・定期的(年1回程度)に訓練にご参加いただけること。

水道局による指定従事者支援(検討段階でも受けられます)

- ・住民向け説明会への講師派遣(随時)
- ・住民向けの拠点給水訓練の共同実施(随時)
- ・定例の拠点給水訓練の住民向け見学開放(秋季)



災害時給水ステーションについてはこちらから



鑑水第二団地自治会の訓練の様子（鑑水小山給水所）

募集中

災害時給水ステーションでの給水にご協力いただける町会・自治会等を募集しています。お気軽にお問い合わせください。

お問い合わせ：八王子市環境部環境政策課
042-620-7384